

一般廃棄物処理施設の維持管理状況の情報の公表

令和8年度

設置者名	弟子屈町
施設名称	弟子屈町廃棄物処理施設
設置場所	弟子屈町字美留和147番 5

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）の規定に基づき、維持管理に関する情報を公表します。

（一般廃棄物処理施設の維持管理等）
法第八条の三第二項 第八条第一項の許可（同条第四項に規定する一般廃棄物処理施設に係るものに限る。）を受けた者は、当該許可に係る一般廃棄物処理施設の維持管理に関する計画及び当該一般廃棄物処理施設の維持管理の状況に関する情報であつて環境省令で定める事項について、環境省令で定めるところにより、インターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。

I 廃棄物処理施設の維持管理に関する計画

別紙のとおり

II 廃棄物処理施設の維持管理の状況に関する情報

下のとおり

目次

- 1 受け入れた廃棄物の種類及び量
- 2 埋立した廃棄物の種類及び量
- 3 最終処分場維持管理状況
- 4 最終処分場残余容量の測定
- 5 最終処分場周辺の地下水、浸出水処理施設の放流水の水質測定の記録等
 - （1） 地下水観測井（下流）
 - （2） 地下水観測井（上流）
 - （3） 放流水採取口

1 受け入れた廃棄物の種類及び量

単位：kg

項 目		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合 計
家 庭 資 源 ご み	可 燃 ご み ①	収集ごみ	63,110	64,770	70,010	72,060	74,620							344,570
		搬入ごみ	22,500	23,060	19,580	15,370	16,780							97,290
		小 計	85,610	87,830	89,590	87,430	91,400	0	0	0	0	0	0	441,860
	不 燃 ご み ②	収集ごみ	6,060	5,550	5,330	5,330	4,830							27,100
		搬入ごみ	17,180	19,060	12,030	13,510	18,060							79,840
		小 計	23,240	24,610	17,360	18,840	22,890	0	0	0	0	0	0	106,940
	粗大ごみ③		110	520	50	540	470							1,690
	古 紙 類 ④	ダンボール	11,510	12,830	24,310	19,480	13,790							81,920
		新 聞	8,900	3,440	4,220	2,890	3,320							22,770
		雑 誌	11,840	4,090	6,310	2,720	5,990							30,950
		紙パック	0	346	0	0	0							346
		小 計	32,250	20,706	34,840	25,090	23,100	0	0	0	0	0	0	135,986
	ガラス類⑤	無色びん	0	0	0	12,090	0							12,090
		茶色びん	0	0	0	0	0							0
		その他びん	0	0	0	0	0							0
		小 計	0	0	0	12,090	0	0	0	0	0	0	0	12,090
	金 属 類 ⑥	スチール缶	0	0	0	0	0							0
		アルミ缶	0	0	0	4,990	0							4,990
		金属スクラップ	8,512	4,360	10,510	8,810	3,830							36,022
		小 計	8,512	4,360	10,510	13,800	3,830	0	0	0	0	0	0	41,012
	プラスチック類⑦	ペットボトル	6,510	0	6,800	0	6,890							20,200
		発泡スチロール	0	0	0	0	0							0
		その他	4,970	3,300	4,930	3,420	5,190							21,810
		小 計	11,480	3,300	11,730	3,420	12,080	0	0	0	0	0	0	42,010
	布 類 ⑧		0	277	0	0	0							277
	使用済小型家電⑨		0	0	2,630	0	0							2,630
	有害ごみ⑩	乾電池	0	0	0	0	0							0
		蛍光管	0	0	0	0	0							0
		小 計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計 (④～⑩) ⑪		52,242	28,643	59,710	54,400	39,010	0	0	0	0	0	0	234,005
	合計 (①+②+③+⑪) ⑫		161,202	141,603	166,710	161,210	153,770	0	0	0	0	0	0	784,495
	累 計		161,202	302,805	469,515	630,725	784,495	784,495	784,495	784,495	784,495	784,495	784,495	
事 業 系 ご み	可 燃 ご み		63,940	58,510	61,750	68,350	71,380							323,930
	不 燃 ご み		28,200	27,260	16,950	14,150	10,660							97,220
	合 計 ⑬		92,140	85,770	78,700	82,500	82,040	0	0	0	0	0	0	421,150
	累 計		92,140	177,910	256,610	339,110	421,150	421,150	421,150	421,150	421,150	421,150	421,150	
総 合 計 (⑫+⑬)			253,342	227,373	245,410	243,710	235,810	0	0	0	0	0	0	1,205,645
累 計			253,342	480,715	726,125	969,835	1,205,645	1,205,645	1,205,645	1,205,645	1,205,645	1,205,645	1,205,645	

2 埋立した廃棄物の種類及び量

単位：kg

項 目	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	1 0 月	1 1 月	1 2 月	1 月	2 月	3 月	合 計
不燃ごみ	34,370	30,680	14,650	14,430	22,700								116,830

3 最終処分場維持管理状況

※一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令に基づく維持管理

維 持 管 理 の 状 況	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	1 0 月	1 1 月	1 2 月	1 月	2 月	3 月	関係法令
擁壁等	点検日	4月30日	5月29日	6月30日	7月31日	8月31日							第1条第2項第7号
	異常の有無	無	無	無	無	無							
	必要な措置を講じた日 措置の内容												
遮水工	点検日	4月30日	5月29日	6月30日	7月31日	8月31日							第1条第2項第9号
	異常の有無	無	無	無	無	無							
	必要な措置を講じた日 措置の内容												
調整池	点検日	4月30日	5月29日	6月30日	7月31日	8月31日							第1条第2項第13号
	異常の有無	無	無	無	無	無							
	必要な措置を講じた日 措置の内容												
浸出液処理設備	点検日	4月30日	5月29日	6月30日	7月31日	8月31日							第1条第2項第14号口
	異常の有無	無	無	無	無	無							
	必要な措置を講じた日 措置の内容												
浸出液処理設備に設けられた導水管又は配管の防凍措置	点検日	4月30日	5月29日	6月30日	7月31日	8月31日							第1条第2項第14号の2
	異常の有無	無	無	無	無	無							
	必要な措置を講じた日 措置の内容												

4 最終処分場残余容量の測定

※一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令に基づく残余容量の測定

単位：m³

維 持 管 理 の 状 況	点 検 頻 度	測 定 年 月 日	埋 立 容 量	埋 立 済 容 量	残 余 容 量	関 係 法 令
残余容量	年1回					第1条第2項第19号

5 最終処分場周辺の地下水、浸出水処理施設の放流水の水質測定記録等

(1) 地下水観測井(下流)

採水場所:

弟子屈町字美留和147番5

① 毎月検査

項 目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
採取した日	4月17日	5月13日	6月3日	7月1日	8月12日							
結果の得られた日	5月1日	6月1日	6月15日	7月13日	8月26日							
塩化物イオン	5	5	4	4	4							
電気伝導率	5.8	49.0	54.0	7.5	11.0							
異常の有無	無	無	無	無	無							
必要な措置を講じた日												
講じた措置の内容												

② 年2回検査その1

※一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令 第1条第2項第10号ロ及び第1条第2項第11号

項 目	1回目	2回目	項 目	1回目	2回目	項 目	1回目	2回目
採取した日	5月13日		トリクロロエチレン	< 0.001		チウラム	< 0.0006	
結果の得られた日	6月1日		テトラクロロエチレン	< 0.001		シマジン	< 0.0003	
アルキル水銀	ND(<0.0005)		ジクロロメタン	< 0.002		チオベンカルブ	< 0.002	
総水銀	< 0.0005		四塩化炭素	< 0.0002		ベンゼン	< 0.001	
カドミウム	< 0.0003		1,2-ジクロロエタン	< 0.0004		セレン	< 0.001	
鉛	0.001		1,1-ジクロロエチレン	< 0.01		1,4-ジオキサン	< 0.005	
六価クロム	< 0.005		1,2-ジクロロエチレン	< 0.004		塩化ビニルモノマー	< 0.0002	
砒素	< 0.002		1,1,1-トリクロロエタン	< 0.001		異常の有無	無	
全シアン	ND(<0.1)		1,1,2-トリクロロエタン	< 0.0006		必要な措置を講じた日		
ポリ塩化ビフェニル	ND(<0.0005)		1,3-ジクロロプロペン	< 0.0002		講じた措置の内容		

③ 年2回検査その2

※ダイオキシン類対策特別措置法に基づく廃棄物の最終処分場の維持管理の基準を定める省令

項 目	内容	項 目	内容	項 目	1回目	2回目
採取した日	5月13日	ダイオキシン類	0.25	必要な措置を講じた日		
結果の得られた日	6月10日	異常の有無	無	講じた措置の内容		

(2) 地下水観測井(上流)

採水場所： 弟子屈町字美留和147番5

① 毎月検査

項 目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
採取した日	4月17日	5月13日	6月3日	7月1日	8月12日							
結果の得られた日	5月1日	6月1日	6月15日	7月13日	8月26日							
塩化物イオン	5	7	6	5	5							
電気伝導率	8.5	15.0	8.4	7.4	11.0							
異常の有無	無	無	無	無	無							
必要な措置を講じた日												
講じた措置の内容												

② 年2回検査その1

※一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令 第1条第2項第10号ロ及び第1条第2項第11号

項 目	1回目	2回目	項 目	1回目	2回目	項 目	1回目	2回目
採取した日	5月13日		トリクロロエチレン	< 0.001		チウラム	< 0.0006	
結果の得られた日	6月1日		テトラクロロエチレン	< 0.001		シマジン	< 0.0003	
アルキル水銀	ND(<0.0005)		ジクロロメタン	< 0.002		チオベンカルブ	< 0.002	
総水銀	< 0.0005		四塩化炭素	< 0.0002		ベンゼン	< 0.001	
カドミウム	< 0.0003		1,2-ジクロロエタン	< 0.0004		セレン	< 0.001	
鉛	0.003		1,1-ジクロロエチレン	< 0.01		1,4-ジオキサン	< 0.005	
六価クロム	< 0.005		1,2-ジクロロエチレン	< 0.004		塩化ビニルモノマー	< 0.0002	
砒素	< 0.002		1,1,1-トリクロロエタン	< 0.001		異常の有無	無	
全シアン	ND(<0.1)		1,1,2-トリクロロエタン	< 0.0006		必要な措置を講じた日		
ポリ塩化ビフェニル	ND(<0.0005)		1,3-ジクロロプロペン	< 0.0002		講じた措置の内容		

③ 年2回検査その2

※ダイオキシン類対策特別措置法に基づく廃棄物の最終処分場の維持管理の基準を定める省令

項 目	内容	項 目	内容	項 目	1回目	2回目
採取した日	5月13日	ダイオキシン類	0.160	必要な措置を講じた日		
結果の得られた日	6月10日	異常の有無	無	講じた措置の内容		

(3) 放流水採取口

採水場所： 弟子屈町字美留和147番5

① 毎月検査項目

※一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令 第1条第2項第10号ハ及び第1条第2項第11号

項 目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
採取した日	4月17日	5月13日	6月3日	7月1日	8月12日							
結果の得られた日	5月1日	6月1日	6月15日	7月13日	8月26日							
水素イオン濃度（水素指数）	7.7	7.8	8.0	8.0	7.9							
生物化学的酸素要求量	< 0.5	< 0.5	< 0.5	< 0.5	0.9							
化学的酸素要求量	6.4	7.1	7.3	7.3	8.5							
浮遊物質	< 1	1	1	2	3							
窒素含有量	3.5	3.6	3.7	3.7	3.7							
異常の有無	無	無	無	無	無							
必要な措置を講じた日												
講じた措置の内容												

② 年2回検査その1

※一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令 第1条第2項第10号ロ及び第1条第2項第11号

項 目	1回目	2回目	項 目	1回目	2回目	項 目	1回目	2回目
採取した日	5月13日		1,2-ジクロロエタン	< 0.004		ノルマルヘキサン抽出物質含有量（動植物油脂類）	< 0.5	
結果の得られた日	6月1日		1,1-ジクロロエチレン	< 0.02		フェノール類含有量	< 0.1	
アルキル水銀化合物	ND(<0.0005)		シス-1,2-ジクロロエチレン	< 0.04		銅含有量	< 0.01	
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	< 0.0005		1,1,1-トリクロロエタン	< 0.03		亜鉛含有量	< 0.01	
カドミウム及びその化合物	< 0.003		1,1,2-トリクロロエタン	< 0.006		溶解性鉄含有量	< 0.3	
鉛及びその化合物	< 0.001		1,3-ジクロロプロペン	< 0.002		溶解性マンガン含有量	< 0.1	
有機燐化合物	< 0.1		チウラム	< 0.006		クロム含有量	< 0.005	
六価クロム化合物	< 0.005		シマジン	< 0.003		大腸菌群数	0	
砒（ひ）素及びその化合物	< 0.01		チオベンカルブ	< 0.02		燐含有量	2	
シアン化合物	< 0.1		ベンゼン	< 0.01		1,4-ジオキサン	< 0.05	
ポリ塩化ビフェニル	< 0.0005		セレン及びその化合物	< 0.01		異常の有無	無	
トリクロロエチレン	< 0.01		ほう素及びその化合物	0.4		必要な措置を講じた日		
テトラクロロエチレン	< 0.01		ふっ素及びその化合物	< 0.08		講じた措置の内容		
ジクロロメタン	< 0.02		アモニウム、アミン、有機化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	2.9				
四塩化炭素	< 0.002		ノルマルヘキサン抽出物質含有量（鉱油類）	< 0.5				

③ 年2回検査その2

※ダイオキシン類対策特別措置法に基づく廃棄物の最終処分場の維持管理の基準を定める省令

項 目	内容	項 目	内容	項 目	1回目	2回目
採取した日	5月13日	ダイオキシン類	0.0002	必要な措置を講じた日		
結果の得られた日	6月10日	異常の有無	無	講じた措置の内容		